

### 3.利用者負担の軽減制度

介護サービスを利用した際、所定の要件を満たす場合には、申請により利用者負担の軽減を受けることができます。ただし、介護保険料に2年以上の滞納があり、保険給付が制限されている場合は、軽減制度を利用することができません。(14ページ参照)

#### 高額介護サービス費～1か月間の1割、2割又は3割負担が高額になったときに～

1か月の利用者負担(1割、2割又は3割)の合計が、下記の上限額を超えた場合に、申請により超えた分が後から払い戻されます。

所得などの状況	上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の第1号被保険者がいる世帯	140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の第1号被保険者がいる世帯	93,000円
一般(市民税課税世帯で、上記以外の方)	44,400円
市民税非課税世帯の方	24,600円
●公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円(令和7(2025)年8月～80.9万円)以下の方 ●高齢福祉年金を受給している方	15,000円
生活保護を受けている方	15,000円

※課税所得とは収入から必要経費などを除いた所得金額から基礎控除や配偶者控除などの各種所得控除の合計を控除した金額です

★介護サービスを利用している方が同じ世帯に2人以上いる場合は、上限額はこの表のとおりではありません。

#### 支給を受けるには？

支給対象になる方は、介護サービスの利用から約2か月後、大津市から「高額介護(予防)サービス費支給申請書」、「高額介護(予防)サービス費支給申請書(総合事業)」を送付しますので、振込先などをご記入のうえご提出ください。

一度ご申請いただければ、その後の申請は不要です。

#### 高額介護サービス費の対象とならない費用

- 支給限度額を超えて、介護保険の適用外となった費用
- 特定福祉用具購入の費用、住宅改修の費用
- 施設サービスなどでの食費・居住費(滞在費)、その他日常生活費